

## 国選被害者参加弁護士選定請求書・資力等申告書

① 東京地方 裁判所 支部（刑事 第〇部） 御中

1 被害者参加を許可された下記(1)の事件について、国費により下記(2)の行為を弁護士に委託したいので、被害者参加弁護士の選定を請求します。

(1) 事件番号等			
②	事件番号	令和 6 年 ( わ ) 第 ▲ 号	
③	事件名	殺人被告事件	被告人名 司法 太郎 ④
(2) 委託しようとする行為 ア～ウのいずれか1つを選択 (☑) してください。			
【委託することができる行為】			
① 公判期日への出席			
② 検察官に、検察官の権限行使に関して意見を述べ、検察官から説明を受けること			
③ 証人尋問			
④ 被告人に対する質問			
⑤ 事実又は法律の適用についての意見陳述			
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> ア <u>①～⑤の全ての行為を委託します。</u> <input type="checkbox"/> イ 次に選択 (☑) した行為に限り委託します。 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ (複数選択可) <input type="checkbox"/> ウ 委託する行為は、弁護士と連署した書面で、後日、届けます。		
(委託する上での注意点)			
※ 委託した行為についても、被害者参加人自らが行うこともできます。			
※ イ又はウを選択された方は、委託する行為 (追加・変更を含む。) を <u>直接弁護士に伝える</u> 必要があります。			
※ 委託する行為を追加・変更される方やウを選択される方は、その行為が行われる公判期日までに、 <u>弁護士と連署した書面で裁判所に届け出る</u> 必要があります (ただし、②の行為の委託については、裁判所への届出は不要です。)			

## 説明

参加が許可された旨、裁判所から通知された書面の、次の欄をそれぞれ書き写します。

② 事件番号

令和 6 年 (わ) 第 ▲ 号 殺人 被告事件

(起訴状記載第○の公訴事実関係)

④ 事件名

被告人 司法 太郎

令和○○年○○月○○日

③ 被告人名

通 知 書

申 出 人 ■■ ■■ 殿

① 係属裁判所名

東京地方裁判所 刑事第○部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

(内線)

1 上記被告事件につき、あなたの手続への参加が許可されました。

2 本件につき既に指定されている公判期日は下記のとおりです。

記

○年○月○日 午前・午後 ○時 (第○号法廷 (○階))

(本書面は、あなたが国選被害者参加弁護士を選定を請求する場合に必要となりますので大切に保管して下さい。)

## ⑤ 委託しようとする行為

注意点をよく読み、選択してください。

# 【記載例】

## 2 資力（資産の合計額）及び支出は、以下に記載したとおりです。

<b>資力申告</b> 本日現在の資産の内訳と合計額を記入してください。			
⑥	現金	約 10万 円	—
	預貯金	約 250万 円	金融機関に対する預金や貯金のほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金
	社内預金等	0 円	使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金
	金融機関の自己宛小切手	0 円	—
⑦	資力計（①）	約 260万 円	

上記の資力計（①）が200万円以上のため、次の支出も申告します。

※ ①が200万円未満の方は次の3に進みます。

<b>支出申告</b> この事件の犯罪行為を原因として、本日から6か月以内に支出が見込まれる費用（療養費等）を記入してください。			
⑧	治療関係費	約 60万 円	診察費、薬剤費等
	付添看護費	0 円	入院付添費、通院付添費等
	交通費	約 10万 円	入通院交通費、付添交通費等
	リハビリ、介護に要する費用	0 円	—
	その他の費用（ ）	0 円	上記の4項目以外で、当該犯罪行為を原因として支出することとなる費用（慰謝料や休業補償などを除く。）
⑨	支出計（②）	約 70万 円	

資力から支出を控除した額は、以下のとおりです。

⑩	資力計－支出計（①－②）＝	約 190万 円
---	---------------	----------

## 3 以上のとおり、間違いはありません。

⑪	作成日	令和 6年 4月 10日
⑫	住所	東京 〇〇区 〇〇町 1-2-3 〇〇マンション101号 府県
	氏名 (自署)	■■■■ 印 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑬	(注意) 裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。また、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力及び療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出し、その判断を誤らせたときには、裁判所の決定により、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収されることがあります。	

## 説明

### ⑥ 資力申告

該当項目に金額を記入してください。

### ⑦ 資力計 (①)

⑥の合計額を記入してください。

### ⑧ 支出申告

資力計 (①) が 200 万以上 (200 万円ちょうどを含む。) の場合に記入してください。

### ⑨ 支出計 (②)

⑧の合計額を記入してください。

### ⑩ 資力から支出を控除した額

200 万円未満の場合、選定請求をすることができます。

### ⑪ 作成日

作成した日を記載してください。

### ⑫ 住所・氏名・電話番号

選定請求者ご本人の情報を記入する欄です。

「氏名 (ふりがな)」は請求者ご本人が手書きで記入し、押印してください。

※1 請求者ご本人でない方が、代理でこの書面を提出する場合も同様です。

※2 弁護士以外の代理の方が、この書面を提出する場合は、以下をご持参ください。

- ① 請求者ご本人、代理の方兩名の方本人確認書類※3
- ② 委任状 (法テラスに用紙があります。)

#### ※3 本人確認書類

法テラスにおける本人確認のための書類として、以下の公的証明書のいずれかが必要です (郵送の場合はコピーを同封してください。)

例) 運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証明書、母子健康手帳、身体障害者手帳、旅券 (パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード (外国人登録証明書)、戸籍謄本・抄本、住民票の写し (コピーのことではありません。)、その他官公庁から発行された書類等で、氏名、住居、生年月日の記載のあるものなど

### ⑬ 注意

この「注意」欄をよくお読みください。この書面を提出したときの注意事項が記載されています。